

- 農地法等の許可に関して委員会としての意思決定を行う農業委員と、農地利用最適化業務(担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進)を行う推進委員が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施

農業委員

<農業委員会として決定>

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用案件への意見具申 等

農地利用最適化推進委員

<担当地域において、農地利用最適化業務を実施>

- 担い手への農地の利用集積
- 遊休農地の解消
- 新規参入の促進

<農業委員の活動内容>

- 農地の権利移動の許可申請案件について、申請者からの申請内容の聴取、現地を確認
- 総会に出席し、農地の権利移動の許可や農地転用案件について審議
- 権利移動や農地転用の許可農地について、申請内容の履行状況を確認
- 違反転用の巡回監視、是正指導

※ 農業委員は、権利移動の許可等の業務に加えて、推進委員の農地利用最適化業務を協力して実施

<農地利用最適化推進委員の活動内容>

- 農業者を訪問等して、後継者の有無や所有農地の貸出希望等を確認し、地域の話合いで情報提供
- 農地の利用状況を現地調査した上で遊休農地か否かを判定し、農地台帳に記録し、所有者に対し耕作の再開指導や担い手・農地中間管理機構への貸付意向を確認し、斡旋
- 新規参入希望者の相談対応、貸し出し希望の所有者や農地中間管理機構の紹介、所有者と新規参入希望者の話合いに立会い